

番号	質問内容	回答
1	みなし保育士として配置している場合、対象者は毎年研修を受ける必要があるのか。	毎年受講していただく必要はありません。過去に受講していれば、みなし保育士としての配置は可能です。
2	みなし保育士として看護師を配置している場合、この研修を受講する必要があるか。	保健師、看護師及び準看護師を配置している場合、みなし保育士の配置の要件として本研修の受講は必須ではありません。ただし、本研修は保育士以外の方が保育現場で求められている知識、技能を習得するための研修となりますので、受講いただくことが望ましいです。
3	みなし保育士を配置する予定だが、いつ研修を受ける必要があるか。	子育て支援員等をみなし保育士として配置するには本研修の受講が必須になりますので、配置する当該年度中には受講する必要があります。
4	現在は施設に勤務していないが、就職（復職）の為、研修を受講したいが可能か。	勤務予定の方も研修対象とします。ただし、募集人数の関係上、勤務している方を優先します。